

葛城市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版

みんなで作る ^わ和・^わ輪・^わ環
いつまでも“もっと”元気いきいき
かつらぎし



令和3年3月
葛城市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%（令和2年高齢社会白書）となっており、上昇が続いています。人口減少と少子化・高齢化が進行している中であって、超高齢社会に対応した社会のあり方が一層求められています。加えて、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現がめざされているところです。

平成12年に開始された介護保険制度は、創設以来20年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきました。その一方、要支援・要介護認定者の増加や介護サービスの需要の高まり、さらには団塊の世代すべての人が75歳以上となる令和7（2025）年や、高齢者人口がピークに達するとともに現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を見据え、制度の持続可能性を確保していくとともに、地域の実情に即した高齢者施策を展開していくことが、より重要となっています。

そこに加えて、新型コロナウイルス感染症の流行や、近年の災害発生状況をふまえた柔軟な対応とともに、これらの備えへの重要性が高まっています。

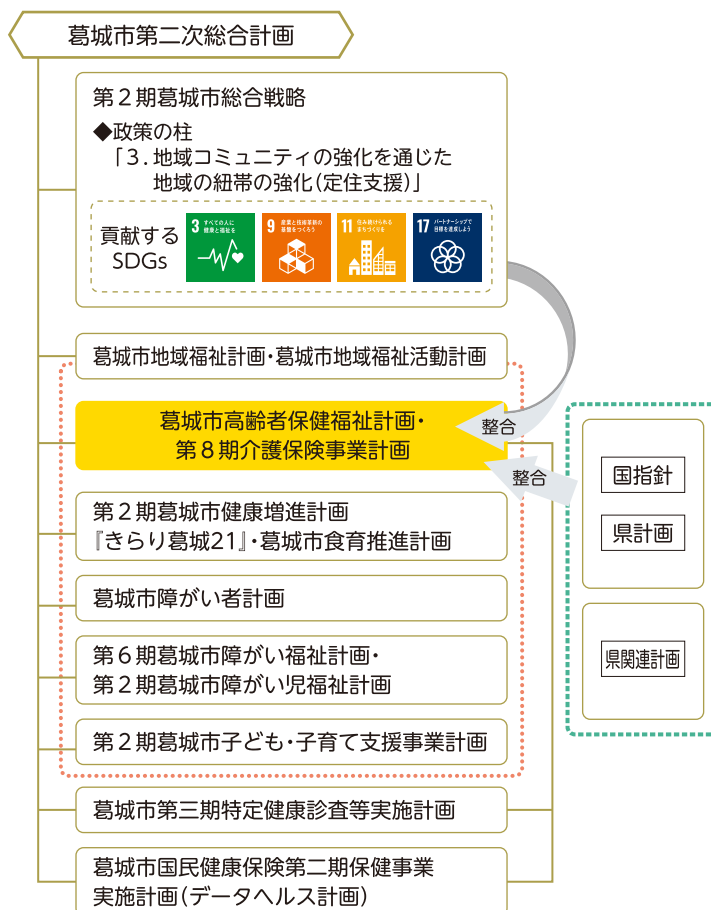
本市では、これまで7期にわたる計画を策定し、介護保険事業をより安定的かつ充実したものとすることをめざして事業の実施に取り組んできました。「葛城市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、令和22年という中長期的な視点を新たに加えながら、社会情勢や制度改正をふまえ、これまでの各施策の検証や課題抽出を行い、本市の高齢者施策の総合的なあり方を示すものとして策定されるものです。

2 計画の位置づけ

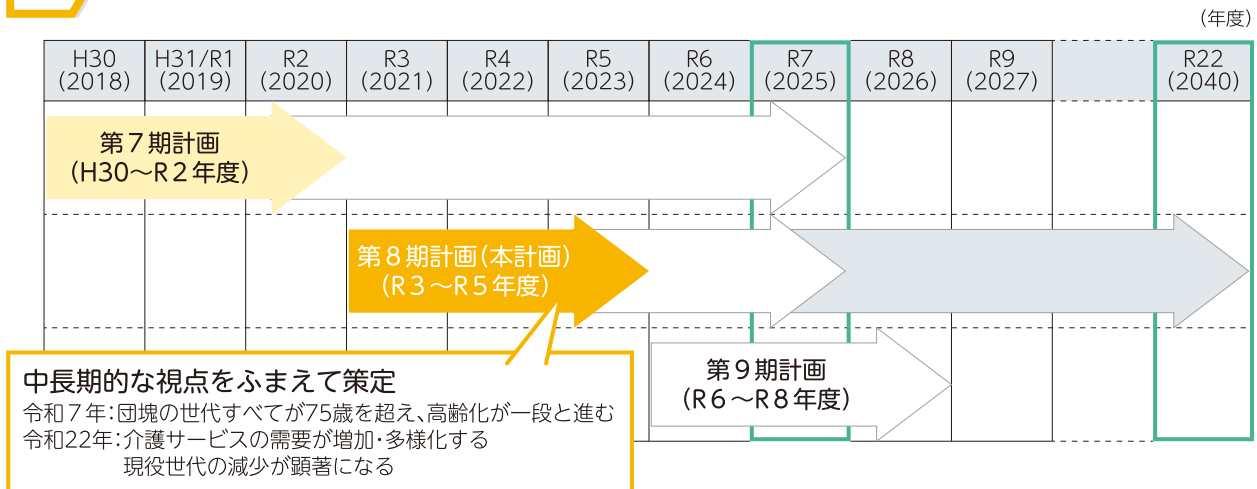
本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づいた「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づいた「介護保険事業計画」からなります。いずれも、国の基本指針等に基づいて作成され、県の計画とも相互に整合・連携を図り、「奈良県保健医療計画」等の県の関連計画をふまえています。

さらに、本市の行政運営の総合的な指針である「葛城市第二次総合計画」で示された、特に高齢者支援について定めたものです。また、「第2期葛城市総合戦略」で示されている「地域コミュニティの強化を通じた地域の紐帯の強化（定住支援）」並びに当該政策によって貢献する4つのSDGsと整合します。

加えて、「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」を本市の各福祉計画の上位計画として位置づけながら、関連する保健福祉分野の計画等と相互に整合性を図ったものとして策定しています。



3 計画の期間



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、議会代表、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・被保険者・公募市民等により構成する「葛城市介護保険事業計画策定委員会」の設置とともに、計画の基本となる重要事項について審議し、庁内体制としては保健・福祉の各担当課や関係機関の協力により、取りまとめを行いました。

また、令和元年12月18日から令和2年5月15日にかけて「在宅介護実態調査」、令和2年7月23日から8月7日にかけて「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、在宅介護を取り巻く状況や地域での高齢者の実態を把握・分析し、計画に反映しました。

さらに、令和3年1月27日から2月15日にかけてパブリックコメントを行い、市民のみなさんからご意見をいただく機会を設けました。

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための基盤整備状況等を総合的に勘案し、定めることとされています。

本市における諸条件を総合的に勘案し、市全域での一体的な取り組みを基本として推進するため、引き続き、市全域を1つの日常生活圏域とします。

6 第8期計画における課題整理

高齢者の状況や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査等の分析から、本市の高齢者支援の課題は以下の5点にまとめることができます。

- 課題1:中長期的な高齢者の増加を見据えた取り組みの充実
- 課題2:介護予防・重症化予防の推進
- 課題3:地域住民の交流・支え合いの推進
- 課題4:生活支援のさらなる充実
- 課題5:効果的・効率的な介護給付の推進

計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

みんなで作る ^わ和・^わ輪・^わ環
いつまでも“もっと”元気 いきいき
かつらぎし

本市では、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや地域の福祉活動に目を向け、地域の力を発揮しながらさまざまな取り組みを進めてきました。しかし、不確実性の高まる社会情勢を背景として、今後は柔軟かつ創意工夫を凝らした積極的な取り組みが一層求められるため、地域活力の維持・向上に努めるとともに、葛城市らしさあふれる地域包括ケアシステムを、さらに深化・推進していく必要があります。

そのため、第7期計画に至るまで引き継がれてきた基本理念を“もっと”強化し、市民、ボランティア、関係機関、行政が“もっと”協働を進め、“もっと”健康で安心して地域で暮らし続けることができるよう、新たな基本理念として『みんなで作る ^わ和・^わ輪・^わ環 いつまでも“もっと”元気 いきいき かつらぎし』を掲げるとともに、その実現をめざすものとします。

2 計画の基本目標

① 地域で高齢者を支える仕組みづくり

地域包括支援センターの体制強化とともに、社会福祉協議会、地域住民等との連携を推進します。さらに、地域共生社会を視野に入れながら高齢者を地域全体で支える地域福祉コミュニティを形成しつつ、地域の高齢者が気軽に相談でき、迅速な対応ができる環境づくりをめざします。

⇒ 課題1・3に対応

② 健康長寿を実現するまちづくり

高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、支援基盤の充実とともに、要介護状態または要支援状態の重度化を防止するため、連続的で一貫性のある介護予防事業に取り組みます。高齢者自らが主体的に取り組むことができる健康づくり・介護予防の支援に取り組みます。高齢者の自主的な活動や組織の育成・支援にも取り組みます。

⇒ 課題2・3に対応

③ 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

支援が必要な状態になっても尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営めるよう、保健・医療・福祉等の関係機関や担当部局の連携強化、地域の実情に応じた総合的なサービス提供体制の整備を図ります。高齢者支援や認知症について地域住民の理解を促進し、「我が事・丸ごと」の視点による取り組みを進めます。

⇒ 課題3～5に対応

④ 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年はもとより、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年をも見据え、介護サービスのさらなる需要拡大が見込まれる状況をふまえ、介護保険制度をより持続可能な制度としていくため、確かな将来予測に基づいた制度設計を進めます。負担と給付の適正化をより推進し、介護保険事業の充実・強化を図ります。

⇒ 課題1・5に対応

施策の展開

基本目標 1 地域で高齢者を支える仕組みづくり

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

2. 地域包括支援センターの役割

- (1) 地域包括支援センターを核としたネットワークづくり
- (2) 地域包括支援センターの体制整備
- (3) 地域包括支援センターの位置づけ
- (4) 地域包括支援センター運営協議会の役割
- (5) 関係機関や地域との連携の促進

3. 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 総合相談支援事業／権利擁護事業
- (2) ケアマネジメント支援事業
- (3) 医療と介護の連携強化
- (4) 認知症総合支援施策の推進

4. 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

- (1) 地域ケア会議の推進
- (2) 生活支援体制の整備

《葛城市がめざす“地域包括ケアシステム”のすがた》



基本目標 2 健康長寿を実現するまちづくり

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (1) 一般介護予防事業の推進
介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業(地域活動支援事業 地域活動指導者の養成)
一般介護予防事業評価事業 地域リハビリテーション活動支援事業(元気アップ教室)
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス 通所型サービス 介護予防ケアマネジメント
- (3) リハビリテーションサービスの提供体制の充実

2. 高齢者の健康づくりと疾病予防の推進

- (1) 健康づくりへの支援
葛城市健康増進計画「さらり葛城21」・食育推進計画の推進
- (2) 保健サービスとの連携
健康診査及び保健指導 がん検診・肝炎ウイルス検診 健康教育 健康相談
訪問指導 高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者肺炎球菌予防接種

3. 高齢者の積極的な社会参加の促進

- (1) 老人クラブ活動の強化
- (2) シルバー人材センターの充実
- (3) 高齢者の学習活動促進
- (4) 高齢者のスポーツ・文化促進
- (5) 敬老事業
敬老会の開催 敬老祝品交付事業

基本目標 3 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

1. 地域福祉コミュニティの形成

2. 認知症施策の推進

- (1) 認知症サポーター
- (2) 認知症カフェ(認知症ケア向上推進事業)
- (3) 認知症初期集中支援チーム
- (4) 認知症地域支援推進員
- (5) 認知症ケアパス
- (6) 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

3. 医療と介護の連携推進

4. 高齢者虐待の防止

5. きめ細かな相談・支援体制の整備

- (1) 相談体制の充実
- (2) 高齢者の生活支援事業
ひとり暮らし高齢者台帳整備事業 緊急通報装置貸与・整備事業 「食」の自立支援事業
軽度生活援助事業 日常生活用具給付事業 ひとり暮らし老人福祉電話回線貸与
在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業 まごころ弁当配食サービス
生活管理指導員派遣事業 生活管理指導短期宿泊事業 毎日訪問員派遣事業
買い物支援事業

6. 権利擁護の推進

- (1) 制度の利用促進
- (2) 成年後見制度利用支援事業

7. 高齢者が暮らしやすい環境の整備

- (1) 介護保険外の高齢者施設や高齢者向けの住まい

8. 災害・感染症対策の充実

- (1) 災害時要援護者支援体制の構築
- (2) 感染症に対する備えの充実

9. 介護家族の支援

- (1) 家族介護支援事業
家族介護用品支給事業(紙おむつ) 徘徊高齢者家族支援事業 家族介護慰労金支給事業

基本目標

4

持続可能な介護保険事業の基盤づくり

1. 介護保険の適正な運営

- (1) 介護サービスの質の向上
- (2) サービス利用の促進
- (3) 介護給付適正化事業の推進
要介護認定の適正化 介護給付費通知 ケアプランのチェック機能事業
住宅改修等の点検 縦覧点検、医療情報との突合
- (4) 介護人材の確保並びに業務効率化

2. 介護サービス・介護予防サービスの基盤整備

3. 介護保険給付サービスの見込み量

- (1) 居宅介護支援・介護予防支援
- (2) 居宅サービス
訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所介護
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
住宅改修費・介護予防住宅改修費
- (3) 施設サービス
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護医療院
介護療養型医療施設

4. 地域密着型サービスの基盤整備及び見込み量

- 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

5. 持続可能な制度設計のための保険料の算出

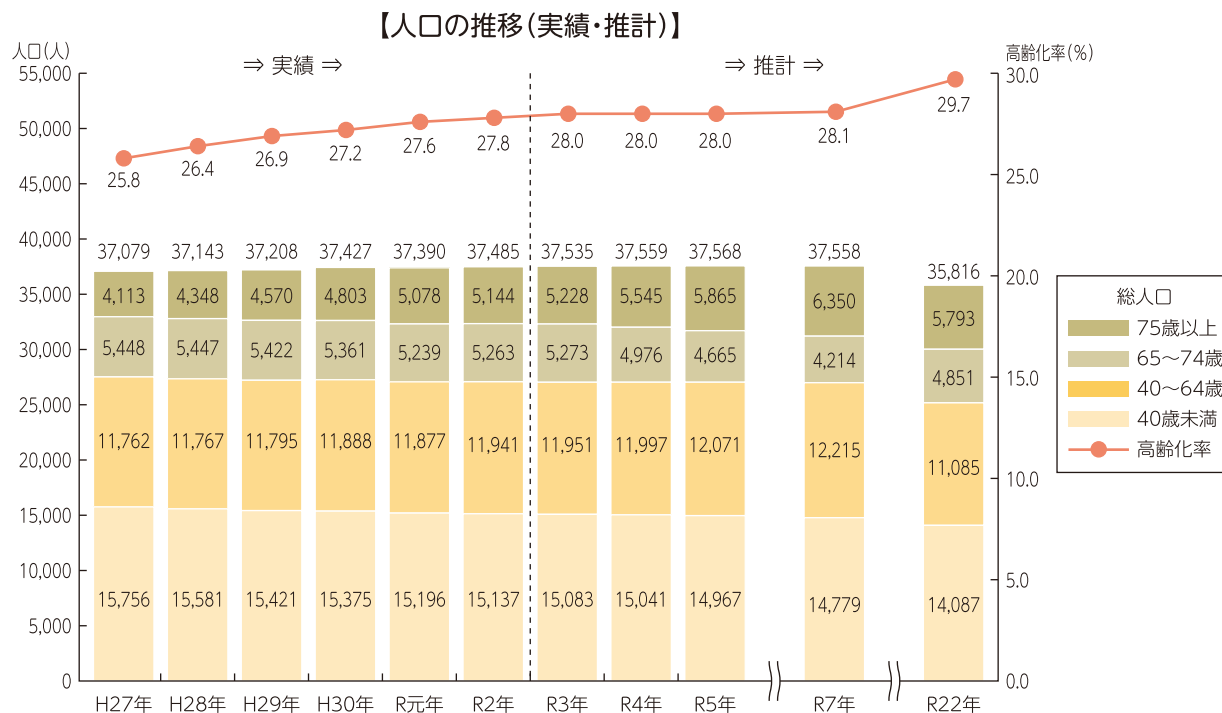
- (1) 介護保険料算定の流れ
- (2) 第8期の介護保険料段階
- (3) 給付費と地域支援事業費の推計
- (4) 第1号被保険者の保険料算定
- (5) 所得段階別介護保険料

介護保険事業の計画と保険料

第7期計画の実績をもとに、人口推計や利用率の伸び等から第8期計画の見込み量を推計します。

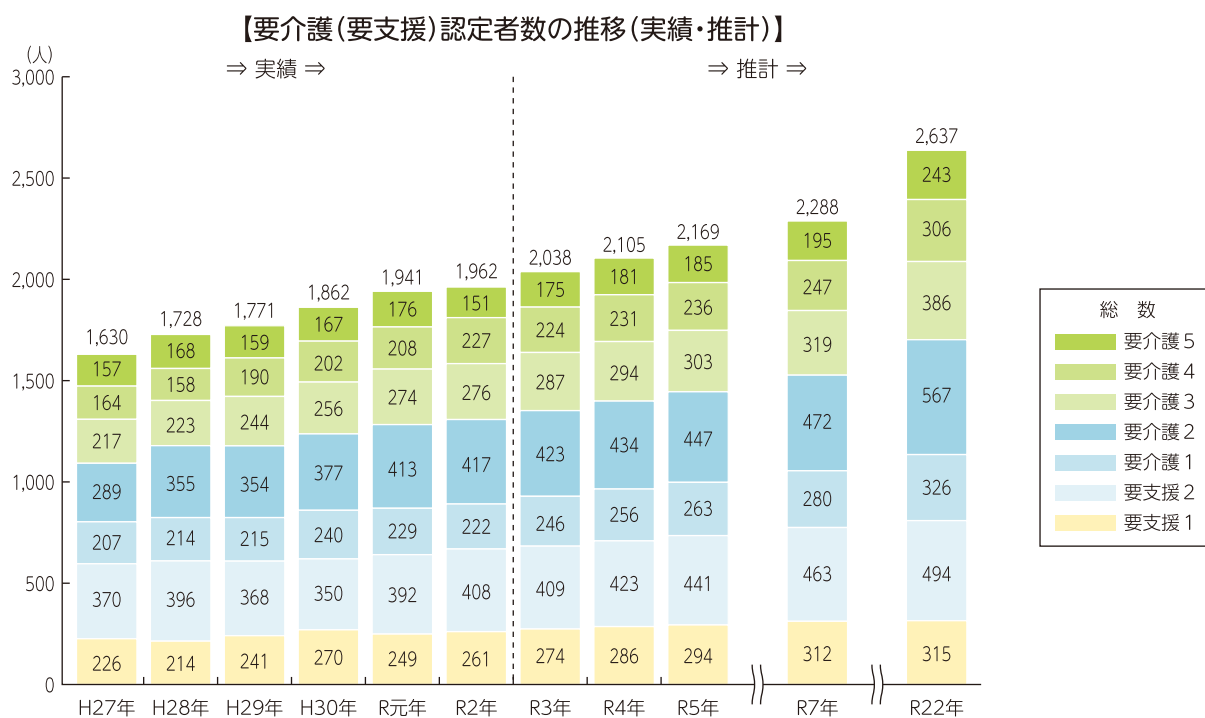
【人口推計】

○高齢化率の増加と、高齢者に占める**75歳以上人口・割合の増加**が予測されています。



【要介護認定者数の推計】

○これまでの要介護(要支援)認定者数の増加傾向と高齢化率の上昇をふまえ、引き続き**要介護(要支援)認定者数の増加、特に要介護1の増加が顕著**となることが予測されています。



【居宅サービス】

- 第7期計画期間の利用実績に基づき、サービスごと、要介護度ごとに利用者数、利用回数を推計し、1人あたり、1回(1日)あたりの給付額の実績に基づき、利用料と給付額を見込みました。
- 要介護(要支援)認定者数の増加に伴い、サービスニーズの増大**が見込まれます。

【施設サービス】

- 本市及び近隣自治体も含めた施設整備の状況と要介護認定者数の増加をふまえ、利用者数を推計しています。

【地域密着型サービス】

- これまでの利用実績や施設整備の状況、要介護(要支援)認定者数の増加をふまえ、利用者数を推計しています。

介護予防給付費の見込み

ほぼすべてのサービスで利用の増加を見込んでいます。

▶介護予防給付費の実績と見込み

(千円)

	第7期(実績値)			第8期(見込み)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1) 介護予防サービス	63,274	64,581	63,528	73,352	74,685	76,640	81,365	85,878
① 介護予防訪問入浴介護	0	173	0	0	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	2,045	1,531	1,414	1,276	1,276	1,276	1,276	1,433
③ 介護予防訪問リハビリテーション	3,459	4,721	7,139	7,880	8,204	8,204	8,508	9,480
④ 介護予防居宅療養管理指導	1,287	1,611	2,831	3,362	3,504	3,644	3,785	4,065
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	36,793	35,131	26,860	30,293	30,801	32,055	34,070	36,038
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,169	1,115	1,301	2,182	2,183	2,183	2,183	2,183
⑦ 介護予防短期入所療養介護	146	353	0	269	269	269	269	269
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	8,781	8,366	10,836	12,097	12,104	12,104	13,300	13,300
⑨ 介護予防福祉用具貸与	8,536	10,415	11,465	13,460	13,811	14,372	15,070	15,922
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	1,057	1,164	1,681	2,533	2,533	2,533	2,904	3,188
2) 地域密着型介護予防サービス	2,074	2,950	2,883	2,900	2,902	2,902	2,902	2,902
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	115	0	0	0	0	0	0
② 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,074	2,835	2,883	2,900	2,902	2,902	2,902	2,902
3) 介護予防住宅改修	6,341	10,334	4,224	7,741	8,678	8,678	8,678	9,615
4) 介護予防支援	10,716	11,518	11,944	13,789	14,281	14,818	15,568	16,378
予防給付費計	82,406	89,382	82,579	97,782	100,546	103,038	108,513	114,773

※令和2年度は上半期の実績からの推計値
※端数処理の関係上、合計と一致しない場合があります。

介護給付費の見込み

ほぼすべてのサービスで利用の増加を見込んでいます。

加えて、在宅介護実態調査の結果から、介護者の年齢が50歳代から60歳代へとシフトしていることが明らかになりました。さらに、高齢者世帯の増加もふまえ、訪問介護と通所介護サービスの利用人数については、特に増加傾向で推移するものとして算出しています。

▶介護給付費の実績と見込み

(千円)

	第7期(実績値)			第8期(見込み)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1) 居宅サービス	917,589	1,013,188	1,051,509	1,268,524	1,323,524	1,396,349	1,395,632	1,685,987
①訪問介護	168,775	197,122	214,787	274,757	286,068	297,277	294,384	359,023
②訪問入浴介護	6,773	6,563	4,275	7,660	8,008	8,008	8,008	8,008
③訪問看護	26,729	31,324	43,451	51,974	53,467	56,500	56,542	68,253
④訪問リハビリテーション	10,272	11,612	13,731	22,517	22,313	24,143	24,631	29,214
⑤居宅療養管理指導	11,122	13,776	15,283	19,367	20,291	21,469	20,831	25,004
⑥通所介護	246,846	256,397	253,020	282,085	298,593	317,598	317,568	384,306
⑦通所リハビリテーション	159,740	182,671	181,225	197,823	201,445	210,214	210,030	254,646
⑧短期入所生活介護	118,793	136,517	134,475	178,529	186,962	195,049	199,261	238,554
⑨短期入所療養介護	26,582	18,034	19,896	39,393	46,091	53,514	53,130	62,546
⑩特定施設入居者生活介護	79,194	88,850	94,221	102,630	104,298	110,978	112,937	137,509
⑪福祉用具貸与	59,678	67,433	73,981	86,224	90,054	95,021	91,732	110,975
⑫特定福祉用具販売	3,085	2,889	3,164	5,565	5,934	6,578	6,578	7,949
2) 地域密着型サービス	171,091	175,720	191,295	232,365	257,501	265,665	264,915	318,827
①認知症対応型通所介護	4,602	5,008	4,507	6,420	6,495	6,523	6,523	8,709
②認知症対応型共同生活介護	90,192	87,127	89,561	96,693	115,796	115,796	112,964	135,332
③地域密着型通所介護	74,623	82,220	97,227	127,848	133,805	141,941	144,023	173,381
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,673	1,365	0	1,404	1,405	1,405	1,405	1,405
3) 住宅改修費	8,908	7,140	6,843	11,326	12,115	12,115	12,115	13,843
4) 居宅介護支援	113,638	121,716	122,597	139,922	145,350	152,433	151,213	181,257
5) 施設サービス	1,053,012	1,056,827	1,101,594	1,114,031	1,128,213	1,140,233	1,310,254	1,586,479
①介護老人福祉施設	542,339	577,904	585,874	586,882	593,524	599,294	687,450	838,120
②介護老人保健施設	477,485	437,251	451,777	470,688	478,197	484,447	537,834	649,277
③介護医療院	13,702	32,344	56,368	52,298	52,327	52,327	84,970	99,082
④介護療養型医療施設	19,486	9,328	7,575	4,163	4,165	4,165		
介護給付費計	2,264,238	2,374,591	2,473,838	2,766,168	2,866,703	2,966,795	3,134,129	3,786,393

※令和2年度は上半期の実績からの推計値
※端数処理の関係上、合計と一致しない場合があります。

標準給付費と地域支援事業費の見込み

特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額や、高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額等の見直しを勘案した影響額を考慮しつつ、標準給付費見込額を算出しています。

▶標準給付費と地域支援事業費の見込み

(千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	3か年 合計	令和 7年度	令和 22年度
標準給付費見込額	3,067,232	3,170,655	3,284,646	9,522,532	3,438,213	4,125,877
総給付費	2,863,950	2,967,249	3,069,833	8,901,032	3,242,642	3,901,166
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	114,834	108,065	111,897	334,795	117,472	134,974
特定入所者介護サービス費等 給付額	134,151	137,839	142,712	414,702	149,825	172,150
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う財政影響額	-19,317	-29,774	-30,815	-79,907	-32,353	-37,176
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	74,465	79,251	84,692	238,408	69,544	79,906
高額介護サービス費等給付額	75,775	81,361	86,947	244,083	71,395	82,034
高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	-1,310	-2,110	-2,255	-5,675	-1,852	-2,128
高額医療合算介護サービス費等 給付額	10,975	12,999	15,023	38,997	5,195	5,969
算定対象審査支払手数料	3,008	3,091	3,200	9,300	3,360	3,861
地域支援事業費	159,980	168,863	177,282	506,125	145,413	147,963
介護予防・日常生活支援 総合事業費	106,964	115,319	123,174	345,457	109,537	111,734
包括的支援事業・任意事業費	53,016	53,544	54,108	160,668	35,877	36,229
標準給付費と地域支援事業費の合計の推計	3,227,212	3,339,517	3,461,927	10,028,656	3,583,626	4,273,839

※端数処理の関係上、合計と一致しない場合があります。

第1号被保険者の保険料基準額の算出

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料でまかなわれます。第8期計画期間中(令和3年度～令和5年度)の負担割合は、第1号被保険者は23%、第2号被保険者は27%です。

これから推計された介護給付費等から算出すると、以下の通りです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{必要な介護} \\ \text{サービスの} \\ \text{総費用} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険} \\ \text{者の負担分} \\ 23\% \end{array} + \begin{array}{l} + \text{調整交付金相当額} \\ - \text{調整交付金見込額} \\ - \text{準備基金取崩予定額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{第1号} \\ \text{被保険者の人数} \\ \text{(所得段階補正後)} \end{array}$$

||

第8期保険料の基準月額 6,200円

所得段階別介護保険料

第1号被保険者の保険料は、先に求めた基準額に基づき、本人の所得の状況に応じて決まります。本市における第8期計画期間中(令和3年度～令和5年度)の所得段階別介護保険料は、次の表の通りです。

段階	要件(前年の所得)	負担割合	月額保険料 (年額保険料)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	基準額 ×0.5 [×0.3]	3,100円 [1,860円] (37,200円) ([22,320円])
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75 [×0.5]	4,650円 [3,100円] (55,800円) ([37,200円])
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75 [×0.7]	4,650円 [4,340円] (55,800円) ([52,080円])
第4段階	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,580円 (66,960円)
第5段階	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	6,200円 (74,400円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	7,440円 (89,280円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	8,060円 (96,720円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	9,300円 (111,600円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.7	10,540円 (126,480円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.8	11,160円 (133,920円)

※[]内の金額は、消費税率変更に伴う軽減措置後の負担割合及び保険料です。

葛城市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 【概要版】

発行年月 令和3年3月
発行者 葛城市 保健福祉部 長寿福祉課

【當麻庁舎】
〒639-2197
奈良県葛城市長尾85番地
TEL:0745-48-2811(代)
FAX:0745-48-3200

【新庄庁舎】
〒639-2195
奈良県葛城市柿本166番地
TEL:0745-69-3001(代)
FAX:0745-69-6456